

令和5年度

柏市町会長等会議資料

令和5年6月17日（土）

柏 市

令和5年度柏市町会長等会議

日 時:令和5年6月17日(土) 10時30分から12時00分

会 場:アミュゼ柏 クリスタルホール

次 第

1 開会

2 市長挨拶

柏市長 太田和美

3 関係部署からの発表事項

『市民活動支援課からのお知らせ』

市民生活部 市民活動支援課 … 1

『買い物支援タクシー「とねっこタクシー」について』

土木部 交通政策課 … 11

『柏・沼南地域の指定ごみ袋の統一について』

環境部 廃棄物政策課 … 13

『空家への取組みについて』

都市部 住宅政策課 … 15

【質疑応答】

4 パネルディスカッション

『アフターコロナに向けた町会活動』

5 閉会

市民生活部 市民活動支援課

令和5年6月17日（土）
町会長等会議

1

市民活動支援課とは

市民の主体的活動による まちづくり を支援し、
協働して市民生活の向上を推進する。

市民活動支援課の業務分担

【市民活動担当】

- ・ 町会やふるさと協議会等に関する支援
- ・ 市民公益活動団体等に関する支援
- ・ ふるさと交流都市の促進

【施設担当】

- ・ 公共施設（近隣センター，アミュゼ柏，柏市民文化会館）の管理に関すること
- ・ 柏まつりの運営に関すること



2

地域コーディネーターとは

◎ 地域活性化の支援や地域と市役所をつなぐエキスパート

目的

様々な分野における地域の“ニーズ”を把握し支援を図る

活動内容

- 1)ふるさと協議会や地域の会議への出席
- 2)ふるさと協議会，町会等，地域活動団体のイベントへの参加・手伝い
- 3)地域の実情の把握，相談受付
- 4)地域情報の取得から関係部署等への共有
- 5)地域活動の継続的な見守りサポート
- 6)ふるさと協議会，町会等の地域活動支援補助金（プラス10）の相談



3

地域協働を考える会とは

◎ 2014年に発足した中間支援団体

目的

柏市と協働し、自治会の困りごとや課題について共に考え解決する。

活動内容（市民活動支援課との協働事業）

- 1) 町会等活動講座の開催
 - ★ICT活用講座、課題解決講座、新任町会長スタンバイ講座
- 2) 相談窓口事業（電話やメール、ホームページから受付）
- 3) 新任町会長勉強会の開催協力（年2回）
- 4) 町会長会議の開催協力（年1回）
- 5) 町会等取材活動
 - ★取材結果を元に「活動事例集」「町会等運営ガイドブック」「コロナ禍における対応事例集」を作成
- 6) 他市との交流



4

町会・自治会・区等について

町会・自治会・区とは

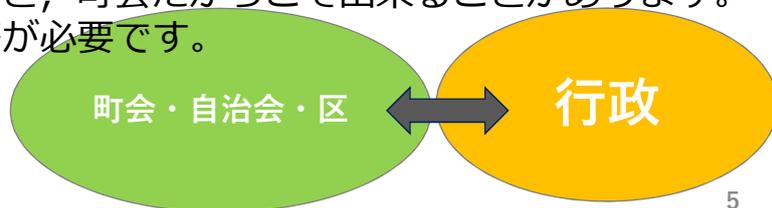
住民でつくられた自主的な自治組織

柏市の町会等数

296（令和5年4月1日現在）

町会等と行政

行政が担うべきことと、町会だからこそ出来ることがあります。
互いに補完し、連携が必要です。



5

市民活動支援課の補助制度



情報を共有し、発信するまちづくり

町会等広報誌・**行政連絡物の配布・回覧、掲示板の設置・維持管理** など



災害に強いまちづくり

自主防災組織の結成、防災訓練の実施 など



安全なまちづくり

防犯灯の設置・維持管理、交通安全活動、防犯パトロール など



きれいなまちづくり

ごみ集積所の維持管理、資源品の分別、公園・道路での美化活動 など



安心して健やかに過ごせるまちづくり

独居高齢者世帯の見守り、サロン活動、コミュニティカフェの運営 など



ふれあいのあるまちづくり

祭り、スポーツ大会等のイベント開催 など

※**太字の活動**に対して、補助制度を設けています。 6

行政連絡業務交付金

市が町会等に依頼している行政連絡業務について、行政連絡業務交付金を各町会に毎年交付しています。

【市が町会等に依頼する主な事項】

- 行政連絡資料の配布・**回覧**・掲示
→奇数月に1回、市民活動支援課より行政連絡便をお届けしています
- 各種委員の推薦（民生委員・投票立会人等）
- 防火及び防犯の推進
- ごみ集積場の管理と資源回収
- 共同募金等への協力

再開

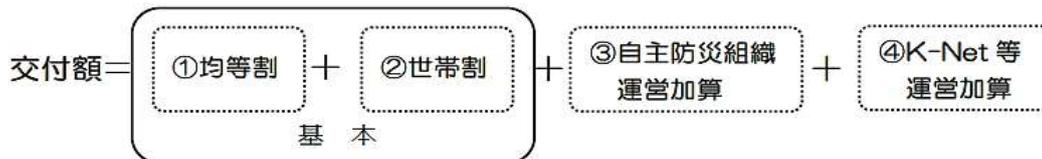
**7月1日 行政連絡便
必要回覧数の発送を再開**



7

行政連絡業務交付金

交付金額は、町会の世帯数に基づき以下のように算出されます。



①均等割	400世帯ごとに17,500円
②世帯割	世帯数×300円
③自主防災組織 運営加算	<ul style="list-style-type: none"> ・449世帯まで 基本額20,000円 ・449世帯超 基本額+（449を超える50世帯ごとに1,000円加算） ※上限40,000円
④K-Net等運営 (地域見守り) 加算	20,000円（3回まで）※加算要件あり

8

行政連絡業務交付金

世帯数等報告書などを御提出いただき、交付します。

申請書がお手元に届いてから交付されるまでの流れ

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
1.申請書提出	3/1行政連絡便		5/31提出締切			
2.事務処理			市役所事務			
3.振込通知書送付			市			
4.交付金振込				市		

行政連絡便：奇数月1日（1月のみ15日）に、市民に対する周知を目的として、市から町会等に対して配布・回覧・掲示いただくことを想定して発送する文書一式のこと

9

防犯灯補助金（概要）

防犯灯は、道路を照らすもので、夜間における犯罪発生防止、通行の安全を図ることを目的として設置するものです。

- ・ **防犯灯維持費補助金**
→電気料金
- ・ **防犯灯設置費補助金**
→灯具と柱の新設
- ・ **防犯灯修繕費補助金**
→灯具と柱等の交換，修理等



10

防犯灯補助金（補助額）

◆防犯灯維持費補助金

補助額は、電気料金の変動に比例して算定

一灯あたりの年間補助金額		
LED 防犯灯	10Wまで	1,950円
	10~20Wまで	2,770円
上記以外の防犯灯		4,400円

◆防犯灯設置費補助金

設置方法	照明器具の種類	補助金額
電柱等 共架	LED	上限30,000円
	LED以外	上限20,000円 (補助率50%)
専用柱	LEDと独立柱	上限50,000円

◆防犯灯修繕費補助金

修繕内容	照明器具の種類	補助金額
灯具の交換	LED以外の防犯灯	20,000円
	LED防犯灯	30,000円
専用柱の改修		20,000円
灯具工事(移設等)		20,000円
配線工事関係		20,000円

新

補助項目と補助額の見直しを行いました。

11

防犯灯補助金（維持費）

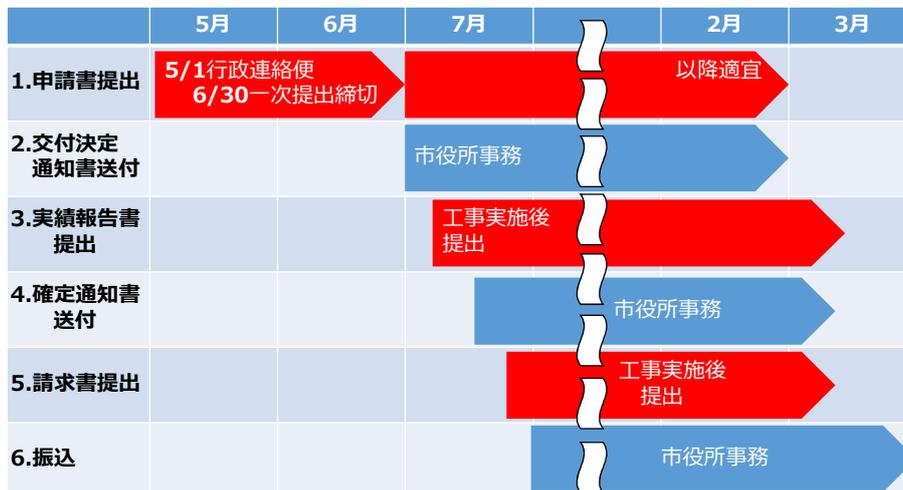
申請書がお手元に届いてから交付されるまでの流れ



12

防犯灯補助金（設置・修繕費）

申請書がお手元に届いてから交付されるまでの流れ



13

地域活動支援補助金 +10（プラステン）

地域課題の解決に積極的に取り組む地域団体の活動へ補助金を交付

補助金額	限度額	対象経費	回数
【1回目】 対象経費の 9/10の額	100,000円	謝礼金・消耗品・備品 印刷・コピー・通信費・会場 使用料・委託料・交通費	同一分野での 補助対象事業 につき 3回まで
【2回目】 対象経費の 8/10の額		※人件費・食糧費・事務所の賃借 料を除く	
【3回目】 対象経費の 8/10の額		※対象事業に要する経費のうち、 柏市地域活動支援補助金（+10） 選考委員会の審査等で当該事 業の経費として適切と認められ たもの	

令和6年度募集：令和5年9月1日の行政連絡便にて案内

14

その他補助金

補助金名称	補助金交付概要	補助対象金額
自主防災組織設立補助金	大規模災害等を想定し、町会等の単位で自主的に防災活動を行う組織の設立に対して交付するもの	基本額：100,000円 加算金：100世帯を超える世帯数×100円を基本額に合算して算出
掲示板補助金 (設置・修繕)	行政連絡物等、地域に必要な情報を掲示しておくために設置する掲示板の新設及び修繕に伴い発生する費用に対して交付するもの	設置：1基当たり設置費用の50% 上限40,000円 修繕：1基当たり修繕費用の50% 上限20,000円
ふるさとセンター 整備事業補助金	地域のコミュニティ活動の拠点となる集会施設を整備する際に交付するもの	全て対象事業費の50% 新築/建替：上限1,500万円 中古住宅購入：上限1,500万円 借り上げ(集会所・事務所等)：上限 48万円 用地取得：上限2,000万円 修繕・バリアフリー：上限 100万円

15

加入促進

・ 加入促進手引き

新

役員向けに作成



・ 加入促進ハンドブック

新

訪問担当者向けに作成



・ 加入促進チラシ (5か国語)

日本語版は、各町会事に編集可能

新

チラシのデザイン改訂



(表)



(裏)

ダウンロードはこちら
(柏市HP)



16

ICT活用講座（基礎編&応用編）

「柏市地域協働を考える会」と共に、ICT活用講座を開講します！

令和5年度

時期	講座名	内容
7月	ICT活用講座・基礎編	町会等活動にICTを活用し、何が変わるのか？
11月	ICT活用講座・実践編	ICT活用を実践し、町会等活動に活かす (各町会等にも事例を伺います)

本日案内
配布



詳細やお申し込みについては、
開催時期が近づきましたら別途お知らせします。

17

<参考>年間行事予定（対市役所）

市役所と会長とのやりとりは、下表のとおり大きく4種類に分類されます

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1. 補助金・交付金	資源品回収報償金(下期分)	行政連絡業務交付金	防犯灯関連			
2. 委員選出依頼				8/6市議選の選挙立ち合い人		
3. 会議等			町会長等会議	K-Net説明会		
4. 行政連絡便		5月1日便		7月1日便		9月1日便
令和5年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 補助金・交付金	資源品回収報償金(上期分)					防犯灯維持費実績報告
2. 委員選出依頼						防災推進員
3. 会議等						
4. 行政連絡便		11月1日便		1月15日便		3月1日便

18

<参考>各種委員の推薦

町会には、様々な職務を担った委員が存在しており、任期ごとに推薦依頼をしております

委員名称 (担当課)	主な職務	任期	依頼時期
防災推進員（防災安全課） ※自主防災組織のある町会等のみ	1 自主防災組織への知識及び技術の普及 2 地区災害対策本部と自主防災組織の災害情報伝達	1年	例年3月頃
市民健康づくり推進員 (地域保健課)	1 市民の生涯を通じた健康づくりの実施 2 妊婦、赤ちゃん声掛け訪問	3年	改選前年の 10月頃
投票立会人 (選挙管理委員会) ※選挙区に該当する町会等のみ	1 投票所の投票立会い	選挙ごと	投票日の 1～2か月前

その他 5年に一度の国勢調査員, 民生委員 など 19

<参考>相談窓口のご紹介

内容	担当	電話番号等
町会等の補助金 活動全般やどこに相談してよいか分からない 活動事例, 町会運営	市民活動支援課 柏市地域協働を考える 会	7167-1126 7174-2483
防犯・防災	防災安全課	7167-1115
ごみの出し方 ごみ集積所の管理	環境サービス課	7167-1139
空き家対策	住宅政策課	7167-1147



町会主体の地域コミュニティ交通 「買い物支援タクシー」のご紹介

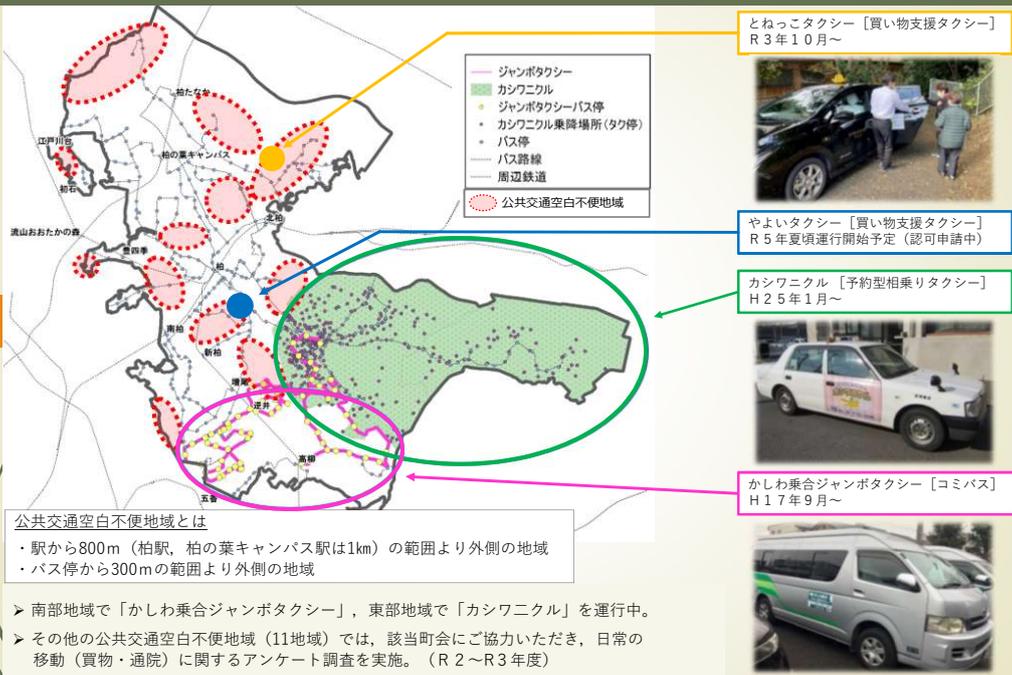
1

令和5年6月17日
土木部 交通政策課
04-7167-1219



2

市内に点在する公共交通空白不便地域への対応



【事例紹介】 利根町会の買物支援タクシー実証実験「とねっこタクシー」



行き先	運行日	行き	帰り	滞在時間	運賃
モラージュ柏	第1, 3, 5 火曜日	10時発	12時発	約1時間45分	往復500円（現金支払い）
マミーマート柏根戸店	第2, 4 火曜日	10時発	11時発	約50分	〃

3

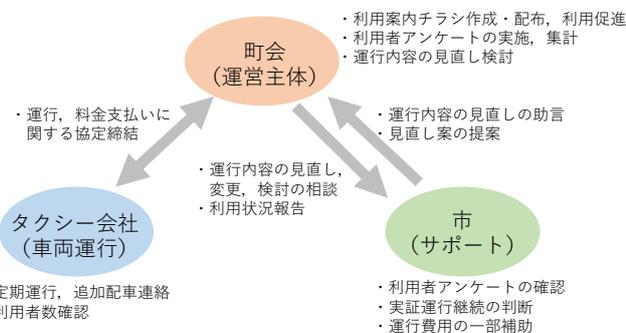
とねっこタクシーの運行ポイント

- ・ 町会主体による運営（市は技術面・金銭面でサポート）
- ・ 日常生活で外出頻度の多い買い物が目的（行き先は最寄りの商業施設、モラージュ柏とマミーマート柏根戸店）
- ・ 運行日は毎週火曜日。乗車料金は往復500円/人（現金払い）
- ・ 往路は町会内の集合場所で乗車（予約なしで利用可）、復路は自宅まで送迎（重い荷物でも大丈夫）
- ・ 町会員以外の方も利用可能（町会員以外の方は復路は集合場所下車）

地域コミュニティ交通（買い物支援タクシー）にご興味のある町会はこちらでご相談ください

- ・ 鉄道や路線バスが運行していない「公共交通空白不便地域」が対象エリアです。
- ・ 行き先やルートの設定にあたっては、既存の路線バスと競合しないことが条件です。
- ・ 日常生活に不可欠な移動手段として、より多くの方にご利用いただけることが必要です。
- ・ 運営主体は町会に担っていただき、市は技術面や金銭面でサポートします。

買物支援タクシーの実施体制（町会・タクシー会社・市の役割分担）



地域コミュニティ交通にご興味のある町会は交通政策課までご相談ください。

Tel : 04-7167-1219 (直通)

交通政策課



4

柏地域・沼南地域の 「ごみの分別名称」と「指定ごみ袋」の統一

<概要>

平成17年の合併前から現在まで、柏地域のごみは柏市が処理を行い、沼南地域のごみは柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が処理を行っているため、柏・沼南の両地域で分別や収集のルールが異なっています。

まずは、市民の皆さんの生活への影響が比較的少なく、利便性も高まる「ごみの分別名称」と「指定ごみ袋」から統一を進めます。



環境部 廃棄物政策課
04-7167-1140

「ごみの分別名称」と「指定ごみ袋」の統一について（令和6年4月1日から予定）

- ❗ 「ごみの分別名称」は、柏地域の名称に統一します。
- ❗ 「指定ごみ袋」は、袋の色を柏地域のものに統一します。

今後、広報かしわや市のホームページ等で市民の皆さんにお知らせしていきます。

※ 沼南地域にお住まいの皆様には、戸別ポスティングによるお知らせ文の配布を予定しています。

項目		柏地域	沼南地域	統一後
主なごみの 分別名称		「可燃ごみ」	「燃やすごみ」	「可燃ごみ」
		「不燃ごみ」	「燃やさないごみ」	「不燃ごみ」
		「容器包装プラスチック類」	「プラスチック系ごみ」 (容器包装プラスチック類)	「容器包装プラスチック類」
		「資源品」	「資源ごみ」	「資源品」
		「粗大ごみ」	「粗大ごみ」	「粗大ごみ」
指定 ごみ袋	色	可燃ごみ：ピンク 容プラ類：黄	燃やすごみ：白 プラ系ごみ：ピンク	可燃ごみ：ピンク 容プラ類：黄
	形状	①マチ・持ち手あり	②マチ・持ち手なし	①マチ・持ち手あり ②マチ・持ち手なし
	素材	①低密度ポリエチレン製 (やわらかく伸びやすい)	②高密度ポリエチレン製 (かたく伸びにくい)	①低密度ポリエチレン製 ②高密度ポリエチレン製
	販売	10枚セット販売	20枚セット販売	10枚セット販売 50枚セット販売

可燃ごみ（燃やすごみ）の統一について（令和6年4月1日から予定）

<p>柏地域 「可燃ごみ」</p> <p>持ち手あり 色=ピンク</p> <p>柏市指定家庭用ごみ袋 可燃ごみ</p> <p>マチあり</p> <p>低密度ポリエチレン製</p>	<p>統一後 「可燃ごみ」 に名称を統一</p> <p>持ち手あり 色=ピンク</p> <p>柏市指定家庭用ごみ袋 (柏地域・沼南地域共通) 可燃ごみ</p> <p>マチあり</p> <p>低密度ポリエチレン製</p>
<p>沼南地域 「燃やすごみ」</p> <p>持ち手なし 色=白</p> <p>柏市(沼南地区)指定ごみ袋 燃やすごみ</p> <p>マチなし</p> <p>高密度ポリエチレン製</p>	<p>持ち手なし 色=ピンク 変更</p> <p>柏市指定家庭用ごみ袋 (柏地域・沼南地域共通) 可燃ごみ</p> <p>マチなし</p> <p>高密度ポリエチレン製</p>

柏地域の袋は、これまでと大きな変更なし
※印刷文字に「(柏地域・沼南地域共通)」を追加

**令和6年4月から
両地域で、どちらのタイプの
指定ごみ袋も使用可能！**

※在庫がなくなるまでは、現在の指定ごみ袋をご利用いただいても構いません。

沼南地域の袋は、色を変更(白⇒ピンク)
※印刷文字を柏地域に合わせるとともに、「(柏地域・沼南地域共通)」を表示

3

容器包装プラスチック類（プラスチック系ごみ）の統一について（令和6年4月1日から予定）

<p>柏地域 「容器包装プラスチック類」</p> <p>持ち手あり 色=黄</p> <p>柏市指定家庭用ごみ袋 容器包装プラスチック類</p> <p>マチあり</p> <p>低密度ポリエチレン製</p>	<p>統一後 「容器包装プラスチック類」 に名称を統一</p> <p>持ち手あり 色=黄</p> <p>柏市指定家庭用ごみ袋 (柏地域・沼南地域共通) 容器包装プラスチック類</p> <p>マチあり</p> <p>低密度ポリエチレン製</p>
<p>沼南地域 「プラスチック系ごみ」</p> <p>持ち手なし 色=ピンク</p> <p>柏市(沼南地区)指定ごみ袋 プラスチック系ごみ</p> <p>マチなし</p> <p>高密度ポリエチレン製</p>	<p>持ち手なし 色=黄 変更</p> <p>柏市指定家庭用ごみ袋 (柏地域・沼南地域共通) 容器包装プラスチック類</p> <p>マチなし</p> <p>高密度ポリエチレン製</p>

柏地域の袋は、これまでと大きな変更なし
※印刷文字に「(柏地域・沼南地域共通)」を追加

**令和6年4月から
両地域で、どちらのタイプの
指定ごみ袋も使用可能！**

※在庫がなくなるまでは、現在の指定ごみ袋をご利用いただいても構いません。

沼南地域の袋は、色を変更(ピンク⇒黄)
※印刷文字を柏地域に合わせるとともに、「(柏地域・沼南地域共通)」を表示

4

空家対策について

令和5年6月17日



都市部住宅政策課

1

空家の写真(特定空家 令和4年解体済)



2

空家の実態調査結果

実態調査で把握した空家等件数(5年前の調査時との比較)

調査年度	空家等総数	空家等	特定空家等(候補)
平成29年度	1,631件	1,405件	226件
令和4年度	1,739件	1,367件	372件
増減	+108件	-38件	+146件

3

空家対策の取組み(1/2)

・ 通報等のあった空家の所有者への指導



⇒職員が現地調査を行い、空家法に基づき所有者への指導を行います。

・ 相続人不存在の空家対策



⇒物件の状態や換価性等を考慮の上、対象物件を選定し実施します。

4

空家対策の取組み(2/2)

- **空家所有者向けの専門家の無料相談窓口(柏市空家相談員制度)**

司法書士，建築士，宅地建物取引士などの専門家が相談員として空家所有者からの相談を受け付けます。

(相談後、個別に業務を依頼される場合は有料となります。)

- **空家相談会・勉強会(職員による出前講座)**

町会やサークルなどからのご希望により適宜行っております。



(出前講座の様子)

5

最後に

- **空家問題⇒「身近な地域のコミュニティの問題」**

所有者等と地域住民が連携して解決する仕組みが地域での負担軽減につながります。

- **地域でできること(例)**

空家の所有者等の連絡先を把握しておく。

(所有者等と連絡が取れる状態を維持し，地域からのお知らせなども連絡できる良好な関係を築くことはお互いにとってもメリットがあります。)

- **空家の相談窓口**

都市部 住宅政策課 電話 04-7167-1147 (直通)

6